

○議長 内海 猛年君

次に１１番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 １１番 川上 誠一君

１１番、日本共産党の川上です。まず第１点に、介護報酬の引下げについて伺います。

２０２４年度から第９期介護保険事業計画が始まりました。介護報酬も改定となっていますが、大きな懸念として示されているのが、介護報酬の２％から３％の報酬単価の引下げです。

厚生労働省は処遇改善加算があるため、事業全体の報酬は変わらないとしています。この加算をつけて報酬を引き上げる事業者が一部にとどまることは、厚生労働省も認めています。多くの訪問介護事業所が不採算で赤字に苦しんでいます。

そこで次の点を伺います。

１、訪問介護の基本単価の引下げについて、介護事業者の経営困難を増加させるとの認識を持っているのか、このことについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

一般的に考えられる可能性にて、回答いたします。

訪問介護における診療報酬の引下げは、介護事業者にとって大きな影響を及ぼす可能性があると考えられます。介護業界では、全国的に既に人手不足や高齢化の進展に伴う需要の増加など、様々な課題に直面しています。その中で、報酬単価の引下げは、事業者の経営基盤をさらに脆弱にする要因になり得ると思われれます。

まず、訪問介護事業者は、サービス提供に必要な人件費や運営費用を賄うために、一定の収入が必要です。報酬単価が引き下げられると収入が減少し、結果として、人件費や運営費用の確保が難しくなることも考えられます。

また、報酬単価の引下げは、介護事業者間の競争を激化させる要因にもなります。収入が減少する中で、各事業者はコスト削減を余儀なくされるため、サービス内容や人員配置を見直さざるを得なくなります。

このような状況では、一部の事業者が経営困難に陥り、最終的には事業から撤退するケースも考えられます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 １１番 川上 誠一君

課長の答弁にもありましたが、訪問介護の基本報酬を２から３％引下げは、苦しい経営をさら

に悪化させています。

1月8日の厚労省の公表では、訪問介護事業所ゼロの自治体は半年前から10町村増加し、107町村となり、事業所が残り1の自治体は272市町村となっています。全国の約1,700自治体のうち、4分の1に当たる379の自治体で、在宅介護の基盤が消失するか、その瀬戸際にあるのです。全国の事業所数は、半年前から579か所減り、3万4,499か所となっています。

それではこのような中で、介護事業者からはケアマネジャーやヘルパーが不足している状況であると聞いているが、今回の報酬改定は、不足を助長するのではないかと考える。

町は事業者の実態把握を行っているか、これについて伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

町内の事業者の実態把握というところで、町内の事業所数につきましては、芦屋町福祉サービスガイドを3年に1度発行しておりますが、その中で、町内の介護サービス事業者を紹介しております。

令和3年度は訪問介護事業所が4事業所ありましたが、令和6年度版の方では3事業所となり、1事業所、減少しております。

特別に実態把握の調査をしているわけではありませんが、介護職員の退職に対して、募集してもなかなか応募がない、採用が難しいというお話を聞くことがございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

芦屋町でも少ない介護事業所が1事業所減っているということです。介護報酬の引下げの影響があるのではないかと考えますが、それでは郡内の社会福祉協議会が、訪問介護事業から撤退しているということを聞きます。

現状はどのようになっているのでしょうか。このことについて伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

郡内の社協の状況としまして、芦屋町のほか、遠賀町、水巻町、岡垣町の各社会福祉協議会にて、訪問介護事業を実施しておりましたが、芦屋町社協以外はいずれも事業撤退しております。

遠賀町社協は平成31年1月に廃止、水巻町社協は令和3年11月に廃止し、岡垣町社協は令和7年3月末に廃止の予定となっております。

廃止の理由につきましては、配置が定められているサービス提供責任者の退職によるもの、あと経営不振によるものなど伺っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

行政から補助金を受けて、地域福祉を担うという公的役割がある社会福祉協議会が、全国的にも訪問介護から撤退しているとのこと。

それだけ訪問介護事業が厳しい状況にありますが、それでは芦屋町社会福祉協議会の訪問介護事業は、今後どのようになると考えられるか、その点について伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

芦屋町社会福祉協議会の訪問介護事業も経営的に良くはありませんが、職員の待遇を見直して離職防止策を講じたほか、利用者の減少に合わせて、職員配置を見直すなど、経営努力を行っております。

現時点では、最後のセーフティーネットとして、今後も事業を継続する意向であると芦屋町社協からは伺っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは3点目の、町は介護事業所への事業支援として物価高騰対策を行ってきた。こうした支援は評価するものですが、不足しているケアマネジャーやヘルパーなどを確保するには1事業所だけでは厳しい状況があります。

そこで町独自で、介護職員への援助金等の処遇改善を行い、積極的な職員の確保と定着促進策を図ることを求めますが、いかがお考えでしょうか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

介護職員の確保が困難となっているのは、単に金銭的な支援を行うだけで解決できるものではありません。全国的に人材不足となっているため、職員の労働環境や業務負担の軽減、キャリアアップの機会提供、離職防止策、外国人材の活用など、多角的なアプローチが重要になります。町が支援金を支給しても、根本的な解決には至らず、長期的な視点での取組が必要と考えております。

これらの取組は、いち地方自治体で取り組めるものではなく、国が介護人材確保の対策を打ち出し、国の主導の下、町は県と連携して取り組んでいくものと考えます。

また、県と町でもそれぞれ役割がありまして、県は広域的な視点に立って、市町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めます。町は県の取組と連携し、広報活動等によって、福祉介護サービスの意義や必要性についての啓発に努め、従事者に対する相談体制の整備や関係団体等のネットワークの構築などを進めていくものとなっております。

このように長期的視点で、抜本的な対策を必要とすることから、町としての金銭的な支援は、現時点では考えておりません。

なお、厚生労働省が職場環境改善の経費や人件費を対象とする新たな補助金を創出しております。今月の7日に実施要綱が発出されております。

内容としましては、介護職員等処遇改善加算を取得し、生産性向上に向けた取組を行っている事業所が、職場環境等の改善または人件費の改善に取り組んだ場合には、必要な経費を県が実施主体となって補助するというものであります。

このように、国も介護人材の確保に向けて、今後も取組を進めていくものと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

先ほどの質問の中で、1点聞き忘れていましたが、町は介護事業所への物価高騰対策としていろんなことをやってきたと思いますが、その内容について伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

町が町民に対して支援した施策につきまして、高齢者施設や障害者施設に対する支援金、コロナ禍以降、2回支給しております。

1回目は令和4年度に新型コロナウイルスの感染対策として、マスクや使い捨て手袋、消毒用のアルコールを購入する費用として、特養と老健施設には10万円、それ以外の事業所には5万

円支給しております。

2回目は令和5年度に物価高騰対策としまして、入所・通所等の種類や利用者の定員などの規模に応じまして、入所系であれば定員1人当たり2万円、これは上限が100万円です。次に通所系であれば定員1人当たり4,000円、訪問系であれば一律3万円ということで支給しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

町もコロナ対策等についてそういった支援をやっていますが、先ほどの答弁では、国や県が一時的な加算を行うということですが、介護事業者の賃金自体が一般的な人たちの賃金に比べて7割程度になっているということで、一時的なものではなく、根本から賃金の底上げをやらなければいけないと思います。

それで最後に中山間地域や農村地域だけでなく、大都市北九州市に隣接する芦屋町でも訪問介護の経営が極めて困難になっている状況です。必要な介護事業を必要な方に提供するためにも、社会福祉協議会や事業所の役割は、地域包括ケアを行う上でも重要なものとなります。

介護保険制度の運営主体である町には、介護事業所の確保に努める責任があります。赤字に陥った訪問介護事業所を引きとどめるために、町が打てる施策は、公的お金の投入など、選択肢が限られています。

世田谷区では介護事業所などに緊急安定経営事業者支援給付金の支給を決定し、事業者から喜ばれています。経済的事情や地域によって、必要な介護サービスが受けられないという状況は、社会保険サービスである介護保険制度の在り方として大問題です。健康で暮らすことを国民の権利とする憲法の視点から、高齢者の尊厳を守ることのできる介護保険制度の実現のために、町としても力を尽くすことを求めて、この質問を終わります。

続きまして、2点目の高齢者医療費制度の自己負担額、限度額引上げについて伺います。

政府が2025年度予算案に盛り込んだ医療費の窓口負担に上限を設ける、高額療養費制度の負担上限引上げ方針について、患者団体などから強い不安の声が上がっています。

治療が高額になった場合に利用できる高額療養費制度は、社会のセーフティーネットですが、負担の上限を引き上げることが、今国会で審議されています。

進行性乳がんで正社員以外の平均年収202万円の方だと、高額療養費の自己負担は57万2,400円から63万6,300円と、6万3,900円もの負担額増となります。非課税世帯も含めてすべて増額となるものです。

今回の引上げはがん治療による経済負担、収入減少などへの不安で、心身ともに弱っていく患者の生活の質や生存期間を悪化させる経済毒性を生むことになります。

治療を諦める人を増やす引上げはやめるよう、国に意見を上げることはできないのか、このことについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

今回の高額療養費制度の自己負担限度額の引上げにつきましては、社保、国保、後期など、全ての医療保険が対象となっていますが、町が主体となって運営している国民健康保険の保険者としての立場から、国保における高額療養費制度の現状や、今後の運営における懸念点などをお話した上で、国への意見提出の是非についてお答えしたいと思います。

まず、令和5年度の実績とはなりますが、国保における高額療養費制度活用世帯は1,722世帯中445世帯で、その割合は約26%となっております。

これを若干の重複はあるものの、前期高齢者である70歳以上と70歳未満で区分した場合、70歳以上は648世帯中315世帯の活用で、約49%。70歳未満は1,074世帯中130世帯の活用で約12%であることから、70歳以上の世帯での活用率が高いことが分かります。

このことから高額療養費制度は、年金生活者の多いこの世代のセーフティーネットとして機能していることがうかがい知れます。

しかしながら国保保険者として、今後の運営について考えたとき、医療費の削減は避けては通れない喫緊の課題でございます。

1人当たり医療費の上昇等によって、国保会計は慢性的な赤字状態にあり、国・県からは赤字の解消を求められております。これを短期で解消するためには、現在の試算で国保税を年額2,800万円程度増額する必要があります。

一方、今回の高額療養費制度の改正については、保険者が支出する医療費の削減を目的としております。これが実施された場合、国保では1人当たりの保険税が年額1,500円程度減少すると試算されており、保険税増額の抑制に寄与するものとなっております。

このことを踏まえますと、国保保険者として一部分にスポットライトを当てて議論することはもちろん必要であるとは思いますが、全体のバランスを図りながら、重要な社会保障制度である国民健康保険をどのように公正公平に維持していくか検討することこそ、最も重要であるのではないかと考えております。

最後に国への意見提出ですが、高額療養費制度の改正は、現在国会で審議中であり、内容が確定しておりません。また審議の過程において、がん患者団体等の要望により、4回以上の多数回

利用については限度額を引き上げないなどの修正案が示されており、要旨で触れられたがん患者への対応はある程度柔軟に行われているようです。

一方で医療費を支出する公的医療保険の関係団体からは、国に対し、保険料の軽減につながる本制度の改正を予定どおり、令和7年度から実施するよう、要望していることから、置かれている状況によって、要望は様々だと感じているところでございます。

最終的な結論として、国への意見につきましては、先ほどお話した国保の運営における懸念事項や現状法案が確定しておらず、内容が不明瞭であることなどを踏まえまして、提出は時期尚早であると考えております。

とはいえ、遠賀郡内自治体の動向は重要であると認識しておりますので、これら自治体の動向については今後注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

この問題を財政的な問題だけで、観点から見るというのでは、国民皆保険制度の意義という根本から見れば相当、逸脱しているんじゃないかなと私は感じています。

確かに今、国会で論議されていますので、今後も動向を見守るということになりましょうが、地方自治体にもこの問題に対して声を上げているところがあります。

島根県の丸山達也知事は18日の定例会で、高額療養費制度の負担上限引上げは、治療を諦めざるを得なくなる国家的殺人未遂だと、政府対応を強烈に批判しました。

丸山知事は「憲法第25条生存権の違反と最高裁も判決するだろう。治療を諦める人が相当出てくると分かる数字を提案するのは刑法違反で、国家的な殺人に当たる。」と指摘しています。「どうしてもって言っても、やっちゃいけないこと。国民の首に縄をかけるようなことを平然と日本国政府ができるのか。」と疑問を呈しています。

石破総裁は先ほども言いましたように、衆議院予算委員会で年4回以上、該当される方の自己負担額の見直しを凍結すると、一部修正する考えを示しました。

修正はしたものの、引上げの提案をした政府に対し、丸山知事は「これは日本の行政、政治の最大汚点として、このプロセスが検証されなければいけない。今、治療している人だけではなく、全ての国民の命に関わること。なぜこのような提案ができたのか。そのプロセスを集中審議して明らかにすべき。」と強い口調で批判しています。

方針が出された経緯の検証や責任の明確化を求め、上限設定を閣議決定ではなく、法改正にするよう求めているということです。

高額療養費見直しの流れを２０２３年の１２月に異次元の子育て支援の中で、２８年までに社会保障費の２兆円を削減すると閣議決定されました。

その中で、高額療養費制度は２４年、去年の１２月に、僅か１か月に４回の社会保障審議会医療保険部会の開催を行い決定して、今年の８月から負担増を押しつけるということを決めてしまいました。

審議会は当事者の声を聞かずに決定し、長瀬効果と言われますが、これは政府の官僚に言わせますと、保険料を上げていったら、負担増になっていって諦めさせることができると。これによって、医療費の削減を行うことができるという効果があることで、これで医療費削減ができるんだと言っています。

患者の命綱を断ち切るかのような制度は、手直しや修正でごまかすのではなく、白紙撤回しかありません。国会で石破首相の施政方針で掲げたスローガン、楽しい日本は、先ほど第１問目の介護保険制度の問題や、この高額療養費制度の問題などを見て、楽しいどころか逆に苦しみと危険を増すだけのものであり、今国会での予算が成立したとしても、声を上げ、最低でも値上げは避けるべきで、白紙撤回を求めるべきだということを申し上げて、この質問を終わります。

続きまして、芦屋基地でのＰＦＡＳの検出について、これに移ります。

まず、私は１８歳のときから漁業に従事しているんですけど、漁港のところからは自衛隊の基地がよく見えるんですけど、夜明け前に自衛隊基地の方からもくもくと真っ黒い煙が立ち上がり、３０分ほどすると収まるという、こういったことが頻繁にあります。何を燃やしているんだろうと後で聞くと、あれは自衛隊の消火訓練だということが分かりました。

今回、基地の中の井戸から高濃度ＰＦＡＳが検出されたのは、長年にわたり、ＰＦＡＳを含んだ泡消火液が蓄積し、土壌汚染し、地下に浸透し、汚染水となって、検出されているのではないかという疑念を抱くようになりました。除染を一刻も早く行うために、この問題について質問をしたいと思います。

昨年の１０月３１日に国の調査で、芦屋基地の水源の井戸水から有機フッ素化合物ＰＦＡＳ２，８００ナノグラム、目標値の５６倍が検出されたことが明らかになりました。

これを受けて県は、昨年１２月１６日に基地周辺の河川の水質調査を行い、調査結果は基地北側水路から２１０ナノグラム、１２０ナノグラム、暫定目標値の４．２倍、２．４倍が検出されています。

そこで伺います。ＰＦＡＳは泡消火薬剤に使用されていますが、基地では２０１０年４月以降は使用してないとしています。それでは、２０１０年以前の基地での消火訓練の頻度とＰＦＡＳの使用量はどうなっているのか、これについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

町から芦屋基地へ問合わせ、得た回答を申し上げます。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律による規制の対象とされるP F O SまたはP F O Aを含む泡消火薬剤について、その規制以前の使用実績については現在確認中です。

なお、現在の消火訓練では泡消火薬剤を使用せず、水を用いており、回数を申し上げれば、航空機救難消火訓練の頻度はおおむね年8回程度です。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、これも自衛隊に聞かないと分からないので、2点目の2022年7月に公表した、自衛隊施設における泡消火設備専用水槽水質調査結果によれば、芦屋基地の特殊泡消火器の水槽で、3万4,000ナノグラムを検出しています。暫定目標値の680倍に当たります。

現在、芦屋基地には泡消火設備専用水槽はあるのか。また、使用されたP F A Sはどのように処理されたのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

町から芦屋基地へ問合わせ、得た回答を申し上げます。

泡消火設備専用水槽は現在も保有していますが、P F O S等が含まれる6つの泡消火設備専用水槽水については、2022年度末、令和4年度末までに、関係法令等を遵守の上、適切に処分し、交換が完了しています。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

自衛隊の見解としては、使用の実績などは確認しているという、それと水槽水については処理を行ったということですが、2月の20日に防衛省に対して、オンラインで政府交渉を行いました。

そういったときについても、この間のことは十分把握できていないので調査し、回答するという状況だったわけですけど、いろんな水槽水とか、薬剤の処分もやったということですけど、こ

れは自衛隊が回答しているだけのことであって、実際どうなったかということは基地の中のことで、私たちには分かりません。

例えば、米軍の横田基地では2010年以降、6回のPFASの漏れが起きています。ただこれも米軍からは報告もなく、後の調査でこういったことが起こったということが分かったことで、自衛隊基地内に入って、土壌調査とかもしなきゃいけないと思いますけど。

3点目の、PFASは自然界に存在しないものである。県による基地内の土壌調査を行うべきではないか。

これについて伺います。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

航空自衛隊芦屋基地の飲用井戸水において、有機フッ素化合物PFOS及びPFOAが暫定目標値を超過した件と、それに伴い実施された基地周辺水域の水質調査において、基地北側水路で暫定目標値を超過した件については、基地内現地調査等も含め、原因究明と対策を福岡県環境部環境保全課との協議において、強く要望してまいります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひ、県を動かして、原因究明、汚染除去を早急にできるように働きかけてください。

それでは、聞くとところによると、岡垣町は2月の6日に町長と議長名で航空自衛隊芦屋基地と九州防衛局に、1点目はPFOS及びPFOAの原因究明と自治体への報告、2点目に対策に対する事業費補助の増額などを要望書として求めています。

芦屋町ではPFAS対策について、防衛省に対してどのような行動を考えているのか、これについて伺います。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

1月20日と23日に、福岡県が実施した地下水調査の結果が、3月上旬に公表される見込みであるとの報告を受けております。

この調査結果の数値に応じて、九州防衛局や航空自衛隊芦屋基地に対して、基地内調査と原因究明、対策等を求める要望書を、町長、議長の連名で提出することを検討しております。

また、芦屋町基地対策協議会でも、会長名にて要望書を提出することを検討いたします。

このほか、福岡県と協議し、要望書を提出することも考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 １１番 川上 誠一君

岡垣町は２月の６日から７日にこういったことをやっております。

芦屋町も時間を置かず、迅速に、先ほど言われました各部署に、P F A S の汚染内容解明を求める行動を行っていただきたいと思います。

それでは新聞報道によりますと、福岡県が地下水調査を行っていますが、前回も新聞報道などありましたが、民間の井戸とか、そういった分については２月下旬に判明するという新聞報道でしたが、そのことについてはどのような結果が出たのかわかりますでしょうか。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

１月２０日と２３日に福岡県が実施した地下水調査の結果は、２月末までに確定見込みですが、それから福岡県が公表の準備を進めますので、３月上旬頃に公表予定と聞かされております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 １１番 川上 誠一君

公表が遅れ込んでいるようですが、どのような結果になるかというのは分かりませんが、仮に民間の井戸からもP F A S が暫定数値以上に検出される、またはそれに近い数字が出るとなれば、ぜひ、これは国として対策を講じてもらいたいと思います。

NHKのクローズアップ現代で、この問題も放送されたんですけど、この中で、例えば米軍の横田基地で漏出事故が起きたときには、米軍が費用負担して調査、除染を行い、近隣住民に対しての説明会などを開催していますということでした。

当然、自衛隊からP F A S が汚染源であるという可能性が強いですし、恐らく、今後の解明で、そこら辺がはっきりするでしょうが、そういった中では国が、調査、除染、説明会などをすべきということを強く求めていただきたいと思います。

私たちは２月２０日に、日本共産党福岡県委員会と芦屋町、岡垣町、遠賀町の党町議３人と田村貴昭衆議院議員が同席して、オンラインでの芦屋基地内の専用水道でP F A S が高い濃度で検

出された問題で、防衛省、環境省、農林水産省と政府交渉を行いました。

要望事項は8項目の要望を行っているわけですけど、簡単に要約しますと、まず1点目に、芦屋基地内の地下水の流動調査を行い、汚染の原因究明、自治体への報告を行うこと。

2点目に、特に岡垣町では水道水から出ていますので、汚染の除去費用、新たな水源井戸の確保に必要な事業費は、全額国が負担すること。

3点目に、県や町が実施する健康調査や土壌調査などの費用は全額国が負担すること。

4点目に、国の責任で水道水や農産物、海産物、地下水、土壌等の汚染状況と汚染源の調査を行い、除染などの対策を行うこと。

5点目に、国の責任で芦屋基地の自衛隊員の血液検査を含め、希望する町民の健康調査を進めること。

6点目に、沖縄県や東京都の米軍基地周辺でP F A S 泡消火剤を使った、深刻な地下水や河川の汚水が明らかとなり、福岡県でも築城基地の井戸から検出されている。芦屋基地による検査は、今回初めてな上、公表は検査結果の判明から2か月近くもたって行われているのはなぜか。

7点目に、2024年12月24日に検査結果の数値を示したのは、一部の国施設だけです。民間施設を含め、全ての検査結果を公表すること。

8点目に、P F A S 等に対し、国際的水準の基準値を早急に定め、健康影響の研究を進めるとともに、予防原則にのっとり、国際水準の規制を進めること。

以上の8項目を国に対して要望しました。

結果は、先ほどの総務課の課長の答弁にあったのとあまり変わらないようなあっさりしたもので、基地内の地下水の流動調査など、P F A S 汚染の原因を究明し、周辺の自治体に報告することを求め、汚染除去費用や新たな水源井戸の確保など、P F A S 対策に要する費用の全額を国が負担することを求めたんですが、防衛省の担当課は、芦屋基地との因果関係が存在することを申し上げることが困難であり、認められないということでした。そして、関係自治体と連携して、相談や協力をして、地元住民の不安を払拭するということで、まるで自治体任せで、自分たちが関係ないようなことで、自治体に協力するのではなく、国が率先して行うという考えは全くないということでした。

そしてP F A S についての知見は少ないので、よく分からない問題なので、ということで逃げていましたが、知見を集積していくというのが必要なのであれば、国の責任で調査をして、知見を集積していくことをするべき問題です。

5点目の、P F A S 汚染水を飲用していた自衛隊員の血液検査や住民の健康調査については、現時点では不明な点が多いので、今、皆さん方が行っている通常健康診断とか特定健診とかを受けてもらっていけば、影響を把握できるのではないかとということで、まるで個人責任、自己責

任で行えという見解です。自衛隊員や住民の健康を守るという意識は、一切感じられませんでした。

7点目の、海産物の汚染の問題です。1月30日の福岡県の基地周辺水域の水質調査では、基地北側水路で210ナノグラム、はごろも橋で9ナノグラム、海岸から沖合5メートル地点で最大5ナノグラムが検出されています。農水省は、PFASが海産物に蓄積され、数値が上がることは認めますが、暫定数値内なので、問題ないとしています。

しかし米国では、2023年3月、環境保護局は飲料水におけるPFASの生涯健康勧告値、生涯飲用し続けても影響がない値を、70ナノグラムから4ナノグラムへ大幅に厳格化しています。

日本では50ナノグラムということですので、暫定目標値が欧米に比べて緩いというのも問題です。国に対して、目標値を下げるよう、意見を出すべきではないでしょうか。

この点について伺います。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

議員が言われますように、確かにアメリカは生涯健康勧告値を、水道水1リットル当たり4ナノグラムとしております。

一方、WHO、世界保健機関やイギリス、ドイツなどは、目標値をPFOSとPFOAについては、それぞれ水道水1リットル当たり100ナノグラムとしております。カナダに至っては、PFOSは100ナノグラム、PFOAは600ナノグラムとしております。

現在の日本の暫定目標値である、PFOSとPFOAの合計で50ナノグラムという基準は、環境省が毎日2リットルを一生飲み続けても、健康への悪影響が生じないと考えられるレベルとしております。

これは日本の科学的知見を集積した結果である基準値でありますので、根拠もなく、ただアメリカ並みに厳しい基準にすべきという理由では、意見を出すべきではないと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

数値を100とか200とかで出している国も確かにありますが、特に欧州では大体4とか5とか、そういったところが基準値になっています。

日本は1950年代、60年代で、公害病を発症して水俣病とかイタイイタイ病とか、鉱山銅

の公害とかを経験した国なので、なおさらそういったところは、今時点では健康かも分からないけど、年数が蓄積していけば被害になるということを今まで経験しているわけですから、そういった点ではアメリカ並みの高い、高いというよりも強い数値にすべきだということだと思います。

この問題については、芦屋町は被害者ですから、こういった問題が出されて被害を受けているので、ぜひ芦屋町の町民がこれによって、健康状態が悪化するようなことがあってはいけないと思います。

いろんな方が学者文化人とかも言っていますけど、P F A Sについては人体に影響があるということ言われている学者も大分いますんでね。そういった点では、低いほど私たちの健康にとっては大切ではないかなと思っています。

それと環境省の説明では、補正予算にP F A Sの総合対策の推進として、実証事業に9億円の予算がついているということでした。調査地域というのは4月に発足する専門家グループを設置して、そこで決定されるという説明でしたが、国内の自衛隊基地で最も高い数値が検出された芦屋基地ですから、実証事業による汚染源の解明と除染を求めるべきです。

町として、この実証事業を求めるべきではないでしょうか。この件について伺います。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

議員御指摘の国の補正予算、環境省のP F A S対策推進費9億円についてですが、これは令和6年度の補正予算として、令和6年12月17日に成立しております。

P F A S対策事業の実証事業の内容は、数か所での対策技術実証と国内外の技術情報収集、そしてガイドラインの作成と公表されています。年度内に事業完了予定ですので、今から芦屋基地で実証事業を実施するよう求めても、間に合わないと考えますが、ここで実証されたP F A S対策技術や収集した情報技術、作成されたガイドラインなどを、芦屋基地及び周辺での原因究明や対策に活用されるよう、福岡県や関係機関に求めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

確かに、これについては令和6年度の補正予算の中で、決められたものですが、今国会で令和7年度の予算も審議されております。

その中でもP F A Sの対策、実証事業についての予算等もついてくると思いますので、これだけではなく予算が決定した中で、使える事業があればそういったものを活用して、実態解明をや

っていただきたいと思います。

それと住民の不安が、大変大きいものがあります。特に岡垣町とかは水を飲料水として飲んでいたということで、住民説明会を、不安に思っている住民に対して行うべきではないかということを知ったところ、自分たちからはやらないが、自治体から説明会をやるという要請があれば検討するということでした。

これは当然、P F A Sに対してのいろんな知見は、国の方が大変持っているんですから、国が住民の不安を取り除くためには、国が知見を持って説明をして、そして住民の納得を得るということをしなきゃいけないということですが、自治体がやれば検討するということですので、ぜひこういったことも活用して、住民の不安を取るために努力していただきたいと思います。

基地内の消火訓練のP F A Sの状況について、いろいろお尋ねしたんですけど、これは現在、調査中であるということで、後日回答するという事なので、これによって、芦屋町で行われた消火訓練でどの程度のP F A Sが使われたのか、回数はどのくらいあったのか。そういったものが少しは明らかになっていくんじゃないかと思います。

ただ、自衛隊だけの説明だけで、それで納得していいものかと。やはり県として、自衛隊の基地の中を調査していくということをやらなければいけないんだと思います。

それで最後に、今までいろんな数字とか、場所とか、出ていますが、この間のP F A Sの測定結果から見る、芦屋基地での蓋然性の高さ。蓋然性というのは確実性の度合いということになります。どうなるのかということについて述べたいと思います。

まず、芦屋基地では2010年4月以降、P F A Sを含む消火剤を使用しておらず、現時点で自衛隊との因果関係を申し上げるのは困難としていますが、P F A Sはそもそも自然界にはありません。基地周辺には製造工場や産廃処分場也没有ありません。

1点目に、基地内で行われていた泡消火訓練は、2010年以前はP F A Sを含む泡消火薬剤が使用されていたということです。

2点目に、2022年の自衛隊施設における泡消火設備専用水槽水質調査結果では、芦屋基地では高濃度の含有水槽水、3万4,000ナノグラムを保管していたことが公表されています。

3点目に、2024年12月16日に福岡県が行った基地北側水路でも、210ナノグラムのP F A S、P F O Aが検出されています。

これらのことから、自衛隊基地からP F A Sが漏出している蓋然性が高いということが考えられます。

消火剤の処理などを行ったと言いますが、その処理の過程とか、処分した内容とか、どこで行われたかといったことは明らかになっていません。

そういった点では、今後も自衛隊の基地の中の調査などを行って、住民の健康を守る検査や調

査、説明会、除染などを国の責任で行うことを求めることを要望して質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。